○東伊豆町木造住宅補強計画策定事業費補助金交付要綱

（平成２１年３月２７日要綱第１３号）

改正 平成２６年３月２４日要綱第１４号 平成３０年５月２２日要綱第１４号

（趣旨）

第１条　東伊豆町は、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅補強計画策定事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東伊豆町負担金補助及び交付金に関する規程（昭和３５年東伊豆町規則第２２号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「木造住宅補強計画策定事業」とは、昭和５６年５月３１日以前の建築物及び同日において工事中であったもののうち、木造住宅で居住のため継続して利用する建築物の補強計画を策定する事業（補強計画の策定に必要な精密診断を含む。）をいう。

２　この要綱において、「木造住宅」とは、木造かつ居住の用に供する床面積の合計が当該建築物の延べ面積の過半を占めるもので、居住のため継続して利用するものをいう。

３　この要綱において、「高齢者等の居住する住宅」とは、借家を除き、次のいずれかに該当する住宅をいう。

（１）　当該事業完了までに６５歳以上となる者のみが居住するもの

（２）　身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が１級又は２級の者が居住するもの

（３）　介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの

（４）　療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

（補助の対象及び補助金の額）

第３条　補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、１棟当たりの補助金の額は、１，０００円未満の端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請及び決定）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅補強計画策定事業費補助金交付申請書（様式第１号）に事業計画書（様式第２号）を添付して町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅補強計画策定事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更及び承認）

第５条　申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ木造住宅補強計画策定事業変更承認申請書（様式第４号） に変更事業計画書（様式第２号）を添付して町長の承認を受けなければならない。

（１）　施工箇所及び施工方法の変更

（２）　総事業費の２０パーセントを超える額の変更

２　町長は前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、木造住宅補強計画策定事業変更承認通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第６条　申請者は、当該事業が完了したときは、木造住宅補強計画策定事業完了実績報告書（様式第６号）に事業実績書（様式第２号）を添付して町長に提出しなければならない。

２　申請者は、事業完了の日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに、前項に定める書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第７条　町長は、前条第２項の規定により、完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業が適正に実施されたと認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅補強計画策定事業費補助金交付確定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（請求の手続き）

第８条　申請者は、前条の通知を受けた日から速やかに補助金支払請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿及び書類の保管等）

第９条　申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日要綱第１４号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年５月２２日要綱第１４号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

補助の対象	補助金の額
対象建築物の所有者が行う当該事業に要する経費	高齢者のみの居住する住宅については、１棟ごとに、当該事業に要する経費と１４４，０００円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。
	その他の住宅については、１棟ごとに、当該事業に要する経費と１４４，０００円とを比較して、いずれか少ない額の３分の２以内とする。